

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年12月 8 日 (火曜日)

定期 第 2741 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	て	698
○規則		○公告	
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則 (県民・青少年課)	697	神奈川地域森林計画の変更の案の縦覧 (環境農政・森林再生課)	701
○告示		都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	701
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	697	都市計画公聴会規則による公聴会の中止 (県土整備・都市計画課)	702
○監査委員公表		開発行為に関する工事の完了 (県土整備・建築指導課)	702
平成26年度包括外部監査の結果に係る措置状況について			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則	告 示																
<p>神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成27年12月 8 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川規則第113号</p> <p style="text-align: center;"><b>神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則</b></p> <p>神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則 (平成18年神奈川規則第114号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条第 7 号を次のように改める。</p> <p>(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 2 条第 7 号の規定の適用については、改正前の第 2 条第 7 号に規定する住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成25年法律第28号) 第20条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の4第 9 項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第17条第 1 項の規定により同法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時点までの間は、改正後の第 2 条第 7 号に規定する個人番号カードとみなす。</p>	<p><b>神奈川県告示第511号</b></p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。</p> <p>平成27年12月 8 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 区域の名称 最戸 2 丁目地区急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>2 区域 次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 7 号までを順次結んだ線及び標柱第 7 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域 (次の図に示す部分に限る。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">標柱番号</th> <th style="width: 85%;">所在及び地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 号</td> <td>横浜市港南区最戸二丁目550番 2</td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>同 553番</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>第 4 号</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>第 5 号</td> <td>同 539番 1</td> </tr> <tr> <td>第 6 号</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>第 7 号</td> <td>同 550番 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)</p>	標柱番号	所在及び地番	第 1 号	横浜市港南区最戸二丁目550番 2	第 2 号	同 553番	第 3 号	同	第 4 号	同	第 5 号	同 539番 1	第 6 号	同	第 7 号	同 550番 1
標柱番号	所在及び地番																
第 1 号	横浜市港南区最戸二丁目550番 2																
第 2 号	同 553番																
第 3 号	同																
第 4 号	同																
第 5 号	同 539番 1																
第 6 号	同																
第 7 号	同 550番 1																

### 監 査 委 員 公 表

#### 神奈川県監査委員公表第24号

平成26年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

平成27年 3月31日付け神奈川県公報号外第28号で公表している平成26年度の包括外部監査の結果について、神奈川県公安委員会から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年12月 8 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

神奈川県警察における警察費の執行状況について

公益財団法人神奈川県交通安全協会（財政的援助団体）

（所管課 指摘事項No. 1は警察本部警務部警務課、指摘事項No. 2は神奈川県警察学校及び警察本部総務部会計課、指摘事項No. 3からNo. 5までは警察本部総務部施設課及び警務部厚生課、指摘事項No. 6は警察本部総務部施設課、指摘事項No. 7は警察本部交通部駐車対策課、指摘事項No. 8は警察本部刑事部科学捜査研究所及び総務部会計課、指摘事項No. 9からNo. 12までは警察本部総務部施設課及び交通部運転免許本部免許課、指摘事項No. 13は警察本部交通部運転免許本部免許課）

平成26年度包括外部監査結果報告書（以下「報告書」という。）記載の「指摘事項」13項目全てについて平成27年10月15日に通知があり、これを「措置の内容」欄記載の方針の別に表すと次のとおりである。

#### 1 「部分的に措置する」としているもの

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
警察学校本校の仮設施設の建設・提供・解体撤去を長期継続契約によることの問題（指摘事項No. 6） 警察学校本校の整備計画に伴い仮設施設（プレハブ教場棟）を設置せざるを得ないのだとしても、「長期継続契約」としたことは予算管理上大いに問題があり、債務負担行為として予算議決を経るべきである。（報告書p.192）	警察学校本校の仮設施設の建設・提供・解体撤去を長期継続契約によることの問題 次の検討結果等により、部分的に措置する。 不動産を借りる契約については、地方自治法第234条の3により長期継続契約を締結できることとなっている。一方、今回の案件は、不動産を借りる契約としては不相当であるため、債務負担行為を設定して議決を経るべきと指摘されたものである。 契約当時は、財務関係の手引き（地方財務実務提要）でプレハブも不動産として法律構成することができれば長期継続契約の対象とできうとの内容を踏まえ、長期継続契約を締結していた。 しかし、プレハブの建設、提供、解体を含む混合契約を、

単なる不動産を借りる契約と捉えるのは適当でないという指摘である。

包括外部監査人の指摘を踏まえ、より適正な契約とするため、今後、同様な案件について契約を締結する必要がある場合は、債務負担行為を設定の上、賃貸借契約を締結するよう改める。

ただし、現在の契約については、既に契約を締結済みであり、賃貸期間が平成29年2月までである。議会の議決に付すべき事件等に関する条例に該当する契約である場合は、議会の議決が契約の成立要件となるため無効となるが、本件は、議会の議決に付すべき契約には該当せず、契約は有効であるため、現契約を継続する。

#### 2 「従前からの方針に基づき措置する」としているもの

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
時間外勤務の削減に向けた組織的な取組不足（指摘事項No. 1） 現状の時間外勤務削減に向けた組織的な意識は不十分である。少なくとも、時間外勤務の削減に向けた組織的な取組を行うべく、各警察官の時間外勤務の発生原因を調査するとともに、各人の時間外勤務時間を本人及び上長が管理報告する体制を整えるべきである。（報告書p.74）	時間外勤務の削減に向けた組織的な取組不足 次の検討結果等により、警察本部の従前からの方針に基づき措置する。 包括外部監査人が「現状の時間外勤務削減に向けた組織的な意識は不十分である。」と記載しているが、県警察における時間外勤務の削減に向けた取組は、公務能率の向上、職員の健康維持及び女性の活躍と全ての職員のワーク・ライフ・バランスを推進する上でも重要であるとの認識を持ち、これまで、毎週水曜日の定時退庁日の設定、年次休暇の取得促進、適正な時間外勤務の取扱いと時間外勤務の削減に向けた注意喚起について機会あるごとに実施してきたほか、過大な業務量や煩雑な手続の見直しによる業務の合理化、効率化に取り組んできたところである。 今後も引き続き、これまでの取組を継続していく。 次に、包括外部監査人が「時間外勤務の主な発生原因とされる事件・事故対応の観点から刑法犯認知件数や交通事故発生件数と比較しても、各警察署により業務量と比較した残業代には大きな差がある。」と記載しているが（報告書p.74）、警察業務は、事件・事故に係る110番通報をはじめ、県民ニーズに応えるための各種相談への対応、その他トラブル扱いなどの数字に表れない事案に対応しているほか、内容も千差万別であり、また、個別対応に要する時間も当然のごとく画一ではなく、かつ、時間によって打ち切ることのできない特殊性を有している。 さらに、事件事故や相談等

の処理はその場で終わるものではなく、事件事故等に付随する書面による資料化等に要する業務も現場対応後に実施しているなど、事案内容によって、措置に要する時間も千差万別である。

よって、刑法犯認知件数と交通事故発生件数のみを指標として時間外勤務手当額の多寡を相関付けるだけでは時間外勤務手当の発生要因を適確に把握できるとは言い難い。

次に、包括外部監査人が「各人の時間外勤務時間を本人及び上長が管理報告する体制を整えるべきである。」と記載しているが、県警察では、時間外勤務を把握する方法として、上司等の幹部が現認することを原則として、それにより難しい場合は、勤務命令を踏まえ、上司等の幹部が職員本人から勤務状況管理システムにより申告のあった勤務実績と勤務命令とを日々確認し、管理している。

また、時間外勤務を命じる場合には、職員の業務実態を上司が適切に把握し、その必要性等を確認した上で命じているところである。

したがって、各人の時間外勤務時間は組織的に把握しているところであり、今後も引き続き、勤務状況管理システムにより個々の勤務実績を把握、管理していく。

警友会に対するけいゆう病院の敷地の無償貸付けの問題(指摘事項No. 5)

けいゆう病院の敷地を警友会に無償貸付けするだけの特別の事情は見いだせず、免除により県が失っている利益や県民間の公平性を考慮すると、警友会に対し、少なくとも「普通財産(土地及び建物)の貸付料算定基準」第4条に従った貸付料を請求するべきである。(報告書p.132)

警友会に対するけいゆう病院の敷地の無償貸付けの問題  
次の検討結果等により、警察本部の従前からの方針に基づき措置する。

報告書p.121で包括外部監査人の説明にもあるとおり、みなとみらい地区における高度医療、救急医療を含めた一般医療ニーズに対応する必要性が生じていたこと、また、この必要に応じるために横浜市を始めとする各界から移転の要望があったことなどから、けいゆう病院は山下町からみなとみらい地区に移転しており、貸付料については、みなとみらい地区への移転当初は、経営状況等の安定化を図るために立ち上がり支援の一環として、貸付料を免除し、その後は毎年のけいゆう病院の経営状況を検証して貸付料の取扱いを決めることになっている。

包括外部監査人は、報告書p.121(2)で、山下町でも県有地を貸付けていたとの記載があるが、みなとみらい地区への移転時は、警友会の所有地であった。

けいゆう病院の敷地の貸付けについては、平成25年における平成26年度の貸付契約時から、有償化の検討を進めており、平成27年度の土地貸付

料は、有償としている。

3 「従来からの措置を継続する」としているもの

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>警友会に対する平成25年度までのかすみ寮の無償貸付けの問題(指摘事項No.4)</p> <p>かすみ寮は、一般財団法人が経営する一医療施設の看護師のための寮として使用されており、「普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」及び「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」に照らして、無償貸付けをする理由を見いだしがたい。</p> <p>県警は、普通財産の管理処分から生じる収益をもって地方公共団体の財源に充てる立場から、平成26年度より前に、かすみ寮の警友会への無償貸付けを速やかに廃止し、貸付料を徴収しなければならなかった。(報告書p.130)</p>	<p>警友会に対する平成25年度までのかすみ寮の無償貸付けの問題</p> <p>次の検討結果等により、警察本部の従来からの措置を継続する。</p> <p>かすみ寮の無償貸付けについては、神奈川県緊急財政対策を受け、けいゆう病院の経営状況を考慮しつつも圧迫するものではないと判断し、既に平成26年度から無償貸付けをやめて有償に変更している。また、警友会からの申出により、同年度をもって警友会への貸付けを終了し、県に返還されている。</p>
<p>警察署において免許関係事務事業を行う地区安協に対する使用料免除の根拠(指摘事項No.10)</p> <p>警察署内で免許関係事務事業を行う地区安協に対し、行政財産の使用料を免除することは根拠要件を欠いており許されない。(報告書p.351)</p>	<p>警察署において免許関係事務事業を行う地区安協に対する使用料免除の根拠</p> <p>次の検討結果等により、従来からの措置を継続する。</p> <p>包括外部監査人は、報告書p.351で「一方県警が県安協に対する自動車運転免許試験場の一部についての目的外使用許可については、前述のとおりごく一部の例外を除いて使用料の減免をしていないことも均衡を失する。」としているが、県交通安全協会の使用許可は、売店、食堂、事務所、テント、練習コース、ゴミ集積所と、その使用目的に応じて有償としている。</p> <p>これに対して、地区交通安全協会は、同一の使用場所で多様な業務を処理しており、これを用途や目的ごとに分けることが物理的にできない。また、免許関係事務は、県民のニーズに応えるため、地区交通安全協会の本来業務に付加して行っているもので、減免は均衡を逸してはいない。</p> <p>なお、使用料については、平成25年度から見直しを進めた結果、平成27年度から50パーセント減額として徴収している。</p>

4 「措置しない」としているもの

監査の結果(指摘事項)	通知の内容
<p>警察学校の諸経費の負担に関する国費と県費の支出基準の明確化(指摘事項No.2)</p> <p>県は、警察法第37条第1項及び同第2項、並びに、警察法施行令第2条の規定により本来国庫支弁とされている警察学校の運営に係る諸経費を県費で支出できる根拠を明確</p>	<p>警察学校の諸経費の負担に関する国費と県費の支出基準の明確化</p> <p>次の検討結果等により、措置しない。</p> <p>警察法第37条第1項及び警察法施行令第2条は、警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する</p>

にすべきであり、また、その場合における県費の支出基準を具体的かつ明確に設定すべきである。

また、定められた規定からは国費で負担すべきか、県費で負担すべきか不明確な費目については、県は国と協議し支出基準を明確にする必要がある。(報告書p.105)

経費につき国費が支弁する旨規定しているが、警察法第37条第2項は、第1項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は当該都道府県が支弁する旨規定している。

警察を取り巻く情勢の中で、神奈川県としてこれらに迅速かつ的確に対応するために、警察学校の運営に係る諸経費については、定められた手続に従って、予算要求措置を行っている。

国費による負担については、警察庁に対し今後も継続的に要求をしていくが、一方において県費についても県独自の治安情勢等の事情を判断して、その都度要求を行っていく。

したがって、その都度判断すべき性質のものに対し、包括外部監査人指摘の国費あるいは県費で負担すべきか不明確な費目については、県は国と協議し一定の支出基準を明確に設定することはなじまないと考える。

警友会に対する過年度における箱根山水の無償貸付けの問題(指摘事項No. 3)

平成24年度をもって箱根山水は閉鎖されたため、平成25年度以降に箱根山水が非効率的な利用をされることはない。しかし、普通財産については「その経済的価値を發揮させる」必要があるため、今後の普通財産の貸付けの際には、安易に「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」第4条を適用することなく、「適正な対価」を得るよう努めなければならない。(報告書p.128)

警友会に対する過年度における箱根山水の無償貸付けの問題

次の検討結果等により、措置しない。

包括外部監査人は、報告書p.108で行政財産の目的外使用許可を行政処分とした意義として、「行政財産の効率的利用」を挙げているが、使用許可場所を公用又は公共用に使用する必要が生じた際に、いつでもその権利関係を消滅させることを可能とすることが主たる理由と解している。

包括外部監査人は、報告書p.119で「箱根山水の貸付料の全額減免は平成16年度以降も継続し、箱根山水が閉鎖された平成24年度まで警友会が箱根山水の貸付料を支払ったことはない。」と説明しているが、箱根山水の所有権を神奈川県が取得する以前は、警察共済組合が箱根山水の経営を行っており、経営悪化を背景として民間会社(平成15年度以降も同会社に委託)に運営業務を委託していた。また当時警察本部は、「半原荘」「葉山荘」という保養施設を直営していたが、これも赤字経営であったことから、いずれも平成14年度に閉鎖し、そのような状況の中で箱根山水の建物は、耐用年数を十分に残していること、警友会の敷地に建設され神奈川県では自由な処分ができないことなどから、箱根山水を警察本部唯一の保養所施設として存続させることとし、経営を警友会に依頼したものであり、県が行うべき福利厚生事業(地方公務員法第

42条(厚生制度について))を、警友会に赤字経営の状況で任せるに当たり、貸付料を免除としたものである。

また、神奈川県は、箱根山水敷地の賃貸借契約書第5条で、借主(神奈川県)は、貸主(警友会)に土地を返還するときは、借主の費用で原状に復し、返還しなければならぬのとおり、既に箱根山水を解体して、更地に復し土地を返還済みである。

放置違反金の徴収手続の厳格な実施(指摘事項No. 7)

放置違反金の不納欠損処分の重要性に照らせば、徴収手続は厳格に実施すべきであり徴収に努めるべきである。

現実的には、一定の金額基準を設けるなど徴収コスト等に配慮しつつ、判明した口座は残高が少額であってもこれを差押え回収すべきである。(報告書p.228)

放置違反金の徴収手続の厳格な実施

次の検討結果等により、措置しない。

放置違反金における収入未済金については、県警察においても当該監査の受監以前から課題事項として認識し、県税当局との連携により徴収ノウハウを確立させている。また、文書による催促に応じない滞納者に対して電話催促及び訪問催促を計画的に行うとともに、それでも支払いに応じない場合は、当該対象者の所有している財産の調査を行い、銀行や郵便局等の預貯金はもとより生命保険、給料なども対象として滞納処分(差押え)をしている。

さらに、収入未済金の徴収強化を図るため、平成23年4月には放置駐車違反管理システムを改修して滞納金額に満たない財産を差押えた場合の債権管理機能を追加し、調査で判明した財産が滞納金額を下回っていた場合でも、継続的に財産を監視するとともに、後日差押えするための準備に努めている。また、判明した口座残高が少額であっても、個別に検討し差押え実施後に徴収が見込まれるもの、残高を差し押さえることにより違反金が完納となるものについては残高の多寡を問わず差押えを実施している。

したがって、今後もこれまで通り、放置違反金の不納欠損処分の重要性を十分認識した上で徴収手続を厳格に実施し、その徴収に努める。

犯罪鑑識の諸経費の負担に関する国費と県費の支出基準の明確化(指摘事項No. 8)

県は、警察法第37条第1項及び警察法施行令第2条の規定により本来国庫支弁とされている犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費について、県費で支出する場合の根拠を明確にし、その場合における県費の支出基準を具体的に設定すべきである。

また、定められた規定からは国費で負担すべきか、県費で負担すべきか不明確な費目については、県は国と協議し支出基準を明確にする必要が

犯罪鑑識の諸経費の負担に関する国費と県費の支出基準の明確化

次の検討結果等により、措置しない。

警察法第37条第1項及び警察法施行令第2条は、犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費につき国費が支弁する旨規定しているが、警察法第37条第2項は、第1項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は当該都道府県が支弁する旨規定している。

国による負担については、

<p>ある。(報告書p. 281)</p>	<p>日々刻々と変化する犯罪情勢の中で、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を全うするため、国に対して必要なものは要求している。</p> <p>県費による負担については、県独自の治安情勢等の事情により、迅速かつ的確に対応する必要があり、国の予算に計上がないものなどにつき、その都度、その必要性、緊急性等について十分な説明を県に対して行うとともに、適正な手続を得て、要求している。</p> <p>絶えず変化する県独自の様々な情勢等につき、その都度判断すべき性質の支弁については、必要の都度、国と協議を行いながら判断している。</p>	<p>免許更新者の便宜を図るためには自動車運転免許試験場における免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行う必要があるとするのであれば、自動車運転免許試験場で免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行える旨、神奈川県県有財産規則第25条、神奈川県警察県有財産規程第14条を改正して、規定が用意されないのであれば、一旦、免許写真撮影業務、免許証郵送業務を県警自らの業務として位置づけた上で、入札に付して外部の業者に委託する方法等によるべきである。(報告書p. 352)</p>	<p>いる。</p> <p>県安全協会の行う免許関係事務は、警察行政の円滑な推進に寄与しているものであり、こうした活動は公益を目的とした活動であるため、適用条文に誤りはなく規則の改正も不要である。</p> <p>また、包括外部監査人は、「免許写真撮影業務、免許証郵送業務を県警自らの業務として位置づけた上で、入札に付して外部の業者に委託する方法等によるべき」と記載しているが、この措置については、指摘事項No. 9 と同様の考え方である。</p>
<p>地区安協が警察署において免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行う根拠(指摘事項No. 9)</p> <p>行政財産の目的外使用許可に関する県の現行規定からは、地区安協が警察署において免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行える根拠が不十分と言わざるを得ない。</p> <p>免許更新者の便宜を図るためには警察署における免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行う必要があるとするのであれば、警察署で免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行える旨、神奈川県県有財産規則第25条、神奈川県警察県有財産規程第14条を改正して、売店や食堂と同様の規定を用意すべきである。</p> <p>規定が用意されないのであれば、一旦、免許写真撮影業務、免許証郵送業務を県警自らの業務として位置づけた上で、入札に付して外部の業者に委託する方法等によるべきである。(報告書p. 350)</p>	<p>地区安協が警察署において免許写真撮影業務、免許証郵送業務を行う根拠</p> <p>次の検討結果等により、措置しない。</p> <p>運転免許制度は、免許証保有者のみならず、不特定多数の者の利益のために存する制度である。言い換えれば運転免許関係事務は、不特定多数の利益のために行われている事業であり、公益を目的とした事業と解していることから、使用許可の根拠が不十分とは考えていない。</p> <p>また、包括外部監査人は、「免許写真撮影業務、免許証郵送業務を県警自らの業務として位置づけた上で、入札に付して外部の業者に委託する方法等によるべき」と記載しているが、免許写真撮影業務、免許証郵送業務については、交通安全協会が県民の利便性を図ることを目的として、本来業務に付加して行っているものであり、県警察の所管する業務ではないことから、外部委託することは考えていない。</p>	<p>県安協以外の業者が免許証郵送業務に参入できる環境の整備(指摘事項No. 13)</p> <p>県警が、特定の収益事業について、特定事業者のみが事業を行えるような環境を設定するのは、行政が維持すべき公平性にもとる。</p> <p>免許更新通知と各警察署窓口における案内において、県安協のみが郵送業務を行うかのような表現を避け、免許証郵送業務を免許更新者の利便性のためであると位置づける以上、他の業者が免許証郵送業務に参入できるような環境を整えるべきである。(報告書p. 353)</p>	<p>県安協以外の業者が免許証郵送業務に参入できる環境の整備</p> <p>次の検討結果等により、措置しない。</p> <p>郵送業務については、交通安全協会が県民の利便性を図るため、本来業務に付随して行っているものであり、県警察としてその環境を設定しているものではない。</p> <p>免許証更新通知には、県民の利便を図るために記載しているのが最善と考えている。</p>
<h2 style="margin: 0;">公 告</h2>			
<p style="text-align: center;">森林法第5条第5項の規定により神奈川県地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を縦覧に供します。</p> <p style="text-align: center;">なお、当該地域森林計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に理由を付して意見書を提出することができます。</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月 8 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林計画区の名称 神奈川県森林計画区(県内33市町村一円)</li> <li>2 縦覧の場所 神奈川県環境農政局水・緑部森林再生課、神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課、神奈川県横須賀三浦地域農政総合センター農政部地域農政推進課、神奈川県県央地域農政総合センター農政部森林保全課、神奈川県湘南地域農政総合センター農政部森林課及び神奈川県西地域農政総合センター森林保全課</li> <li>3 縦覧の期間 平成27年12月 8 日から平成28年 1 月 6 日まで</li> </ol> <p style="text-align: center;">都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により大和市長から都市計画の図書の写しの送付を受</p>			

けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成27年12月 8 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

平成27年11月 6 日付け神奈川県公報第2732号で公告した都市計画公聴会規則第 2 条の規定に基づく次の公聴会は、所定の期間内に公述の申出がなかったので中止します。

平成27年12月 8 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

都市計画区域名	都市計画の種類及び名称
開成都市計画区域	1 開成都市計画道路 3・4・3 号山北開成小田原線 2 開成都市計画道路 3・5・1 号松田開成駒形線

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年12月 8 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市東大竹字粕上原951の 2 ほか40筆及び989の 1 の一部
開発区域の面積	2,453.29平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市中町 3-3 の 9
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ケッセル 代表取締役 大久保 郷史
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成27年 3 月 9 日 平土第610090号 (平成27年 6 月 18 日 平土第610013号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市岡崎字坪ノ内4,923の 1 ほか14筆
開発区域の面積	1,526.18平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市真田 4-33の58
開発許可を受けた者の氏名	有限会社久保田商事 代表取締役 久保田 三善
開発許可年月日及び許可番号	平成27年 6 月 25 日 平土第610014号

3

開発区域に含まれる地域の名称	三浦郡葉山町一色字平松1,339の 1 ほか16筆及び1,339の11の一部ほか 2 筆の各一部
開発区域の面積	2,970.97平方メートル
開発許可を受けた者の住所	鎌倉市浄明寺 6-2 の 9

開発許可を受けた者の氏名	湘南都市開発株式会社 代表取締役 吉原 健一
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成26年 3 月 25 日 須土第610025号 (平成27年 7 月 31 日 須土第610009号) (平成27年11月 9 日 須土第610016号)

4

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字新宿1,123の 1 ほか11筆
開発区域の面積	1,577.72平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡松田町松田惣領1,888
開発許可を受けた者の氏名	株式会社大興 代表取締役 和田 興滋
開発許可年月日及び許可番号	平成27年 8 月 5 日 西土第610015号